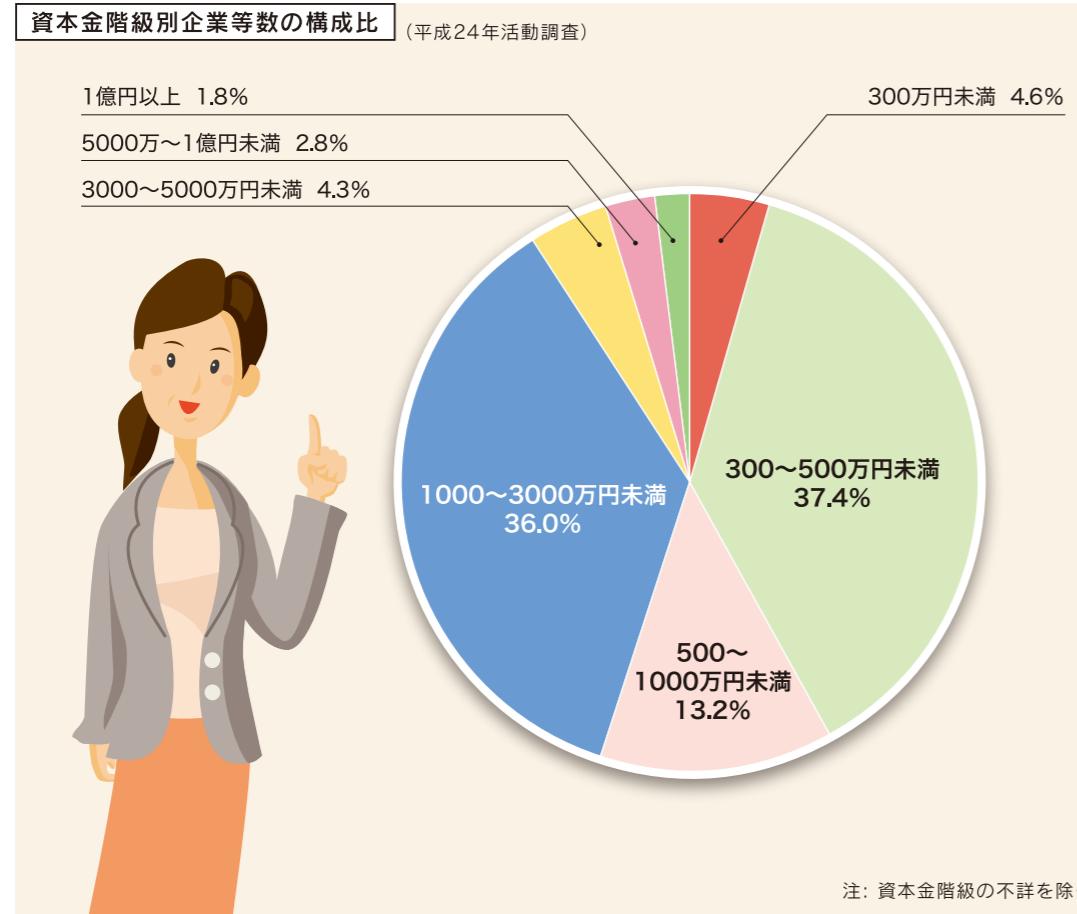


15 商品仕入額

- 調査年の前年1月から12月までの1年間の商品仕入額を把握します。年初年末商品手持額、商品仕入額から商品売上原価を把握し、販売額から差し引いた売上総利益(マージン額)の分析等に利用されます。

16 資本金等の額及び外国資本比率

- 企業の規模を表す重要な指標の一つです。資本金階級別の企業数と産業分類を組み合わせることで、どのような業種に大企業が多く、どのような業種に中小企業が多いなどをることができます。
- 外国資本比率は、外国から国内企業への投資の状況をみるものです。これにより、どのような業種で国際化が進展しているなどをることができます。



17 決算月

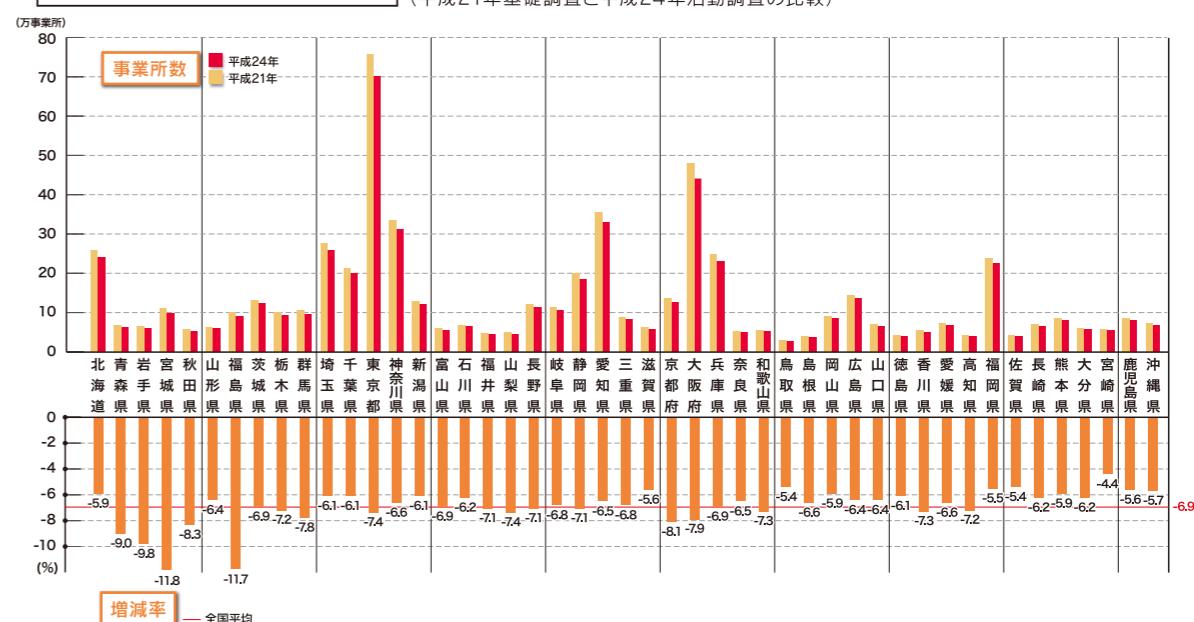
- 企業の会計を知る上で基本的な項目であり、企業活動の年間スケジュールを把握することができます。また、会社経営に関する各種行政の調査を行う場合の母集団情報としても利用できます。

3 調査結果から どのようなことがわかりますか?

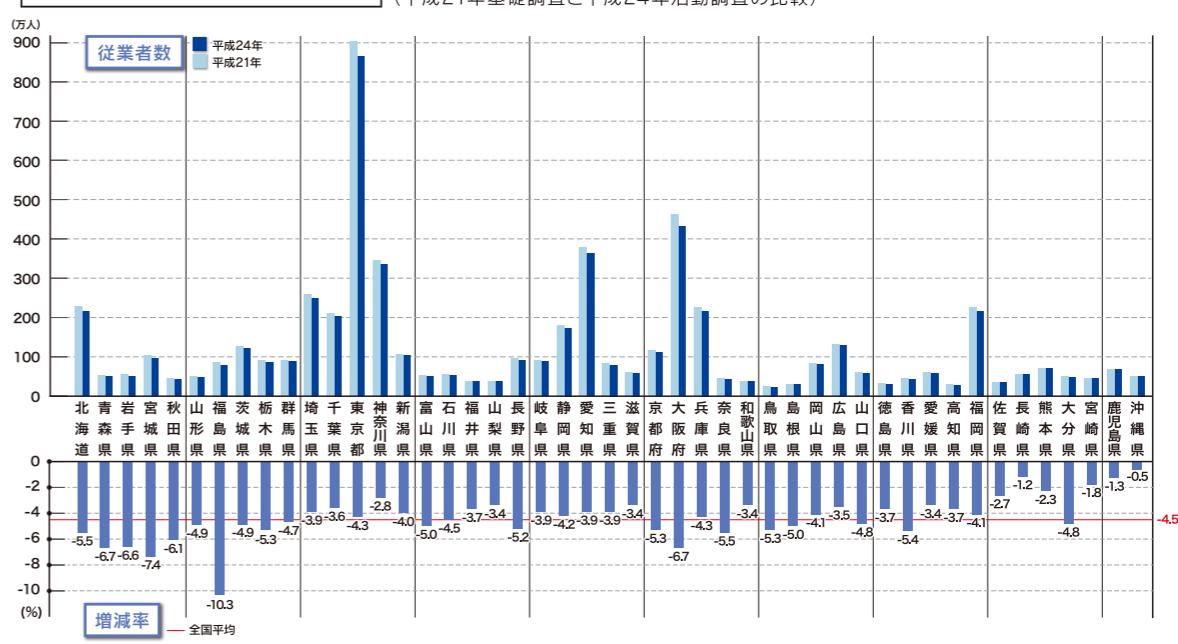
● 地域別にみた事業所数と従業者数

都道府県別に事業所数及び従業者数をみると、平成21年と比べ、平成24年にはすべての都道府県でともに減少しています。事業所数は、宮城県が11.8%の減少と最も減少率が高く、次いで福島県(11.7%減)、岩手県(9.8%減)などとなっています。また、従業者数は、福島県が10.3%の減少と最も減少率が高く、次いで宮城県(7.4%減)、青森県及び大阪府(ともに6.7%減)などとなっています。

都道府県別事業所数と増減率 (平成21年基礎調査と平成24年活動調査の比較)



都道府県別従業者数と増減率 (平成21年基礎調査と平成24年活動調査の比較)

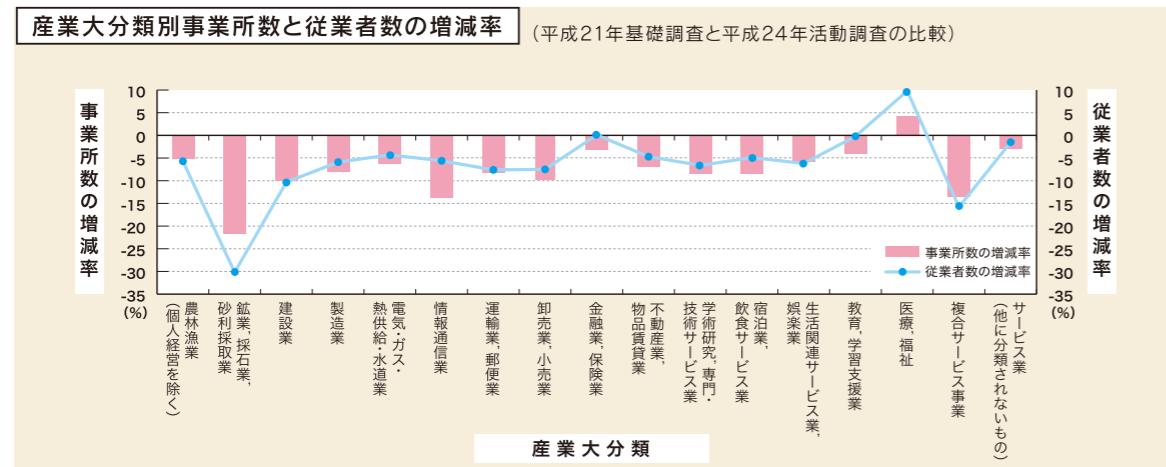


● 産業別にみた事業所数と従業者数

産業大分類別に事業所数及び従業者数をみると、平成21年と比べ、平成24年には一部の産業を除き、ともに減少しています。

事業所数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」が21.6%の減少と最も減少率が高く、次いで「情報通信業」(13.7%減)、「複合サービス事業」(13.6%減)となっています。一方、「医療、福祉業」が4.3%の増加となっています。

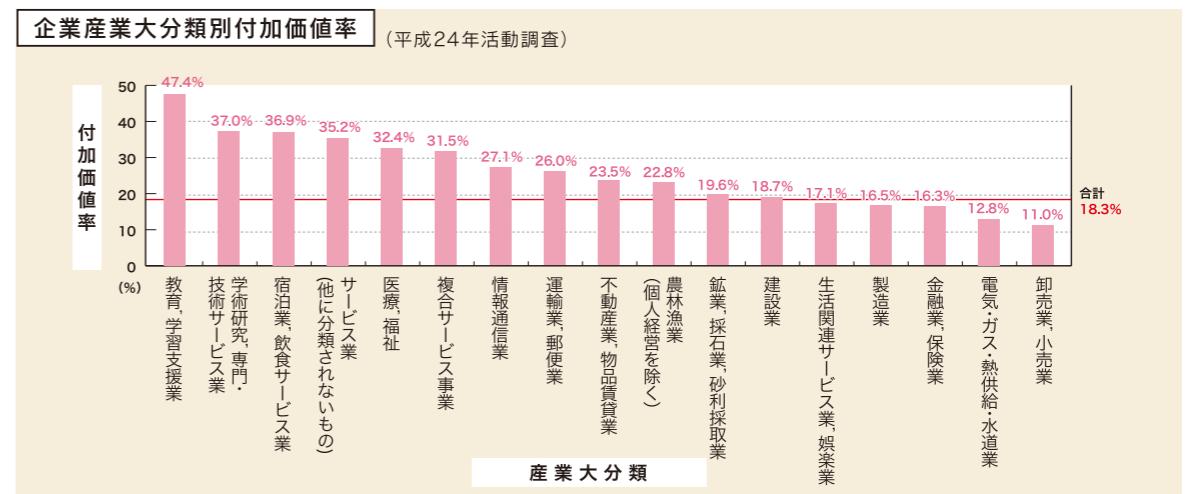
また、従業者数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」が30.2%の減少と最も減少率が高く、次いで「複合サービス事業」(15.8%減)、「建設業」(10.3%減)となっています。一方、「医療、福祉」が9.8%の増加、「金融業、保険業」が0.1%の増加となっています。



● 企業の付加価値率

我が国の企業の付加価値額(生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことにより算出できる“企業等の生産活動によって新たに生み出された価値”)は244兆6672億円となっており、付加価値率(売上高に対する付加価値額の割合)は18.3%となっています。

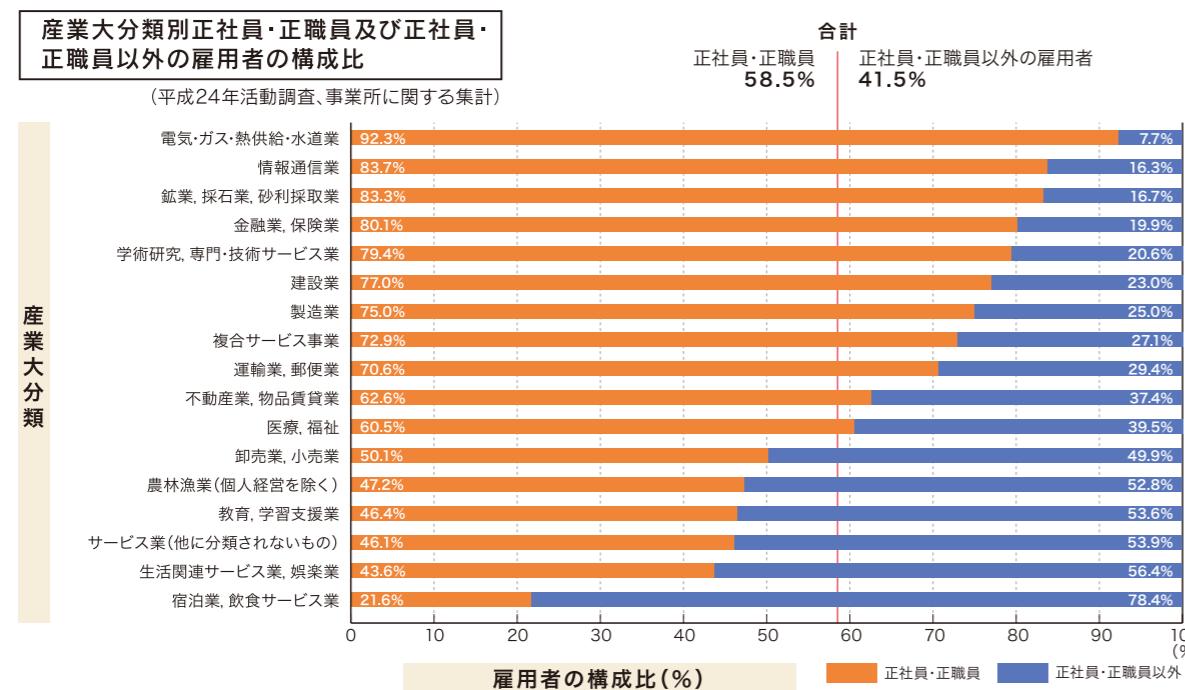
産業大分類別に付加価値率をみると、「教育、学習支援業」が47.4%と最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」が37.0%、「宿泊業、飲食サービス業」が36.9%などとなっています。



● 正社員・正職員と正社員・正職員以外の雇用者数

産業大分類別に雇用者に占める「正社員・正職員」の割合をみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が92.3%と最も高く、次いで「情報通信業」が83.7%、「鉱業、採石業、砂利採取業」が83.3%などとなっています。

一方、「正社員・正職員以外の雇用者」は「宿泊業、飲食サービス業」が78.4%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が56.4%、「サービス業(他に分類されないもの)」が53.9%などとなっています。

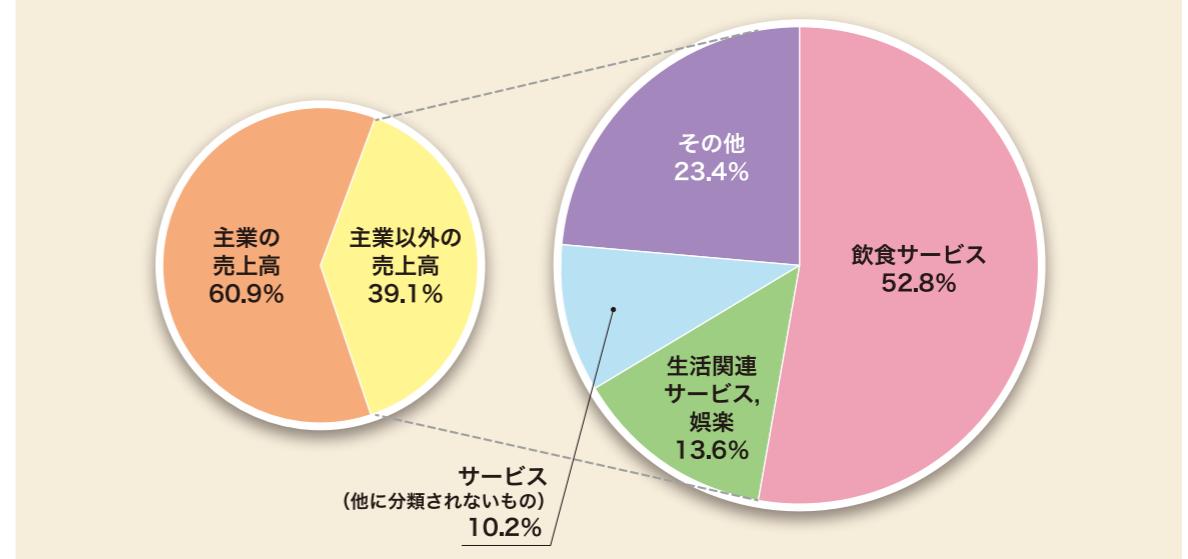


● 主業以外の売上高内訳

経済センサス-活動調査では、事業活動別の売上高も調査しています。企業は、必ずしも一つの事業活動だけでなく複数の事業を展開している場合がありますが、これを調査することにより、それぞれの産業においてどのような事業活動がどの程度行われているかをみることができます。

例えば、主業の売上高比率が60.9%と低い「宿泊業」では、主業以外の売上高の52.8%が飲食サービスの提供によるものとなっています。これについては、ホテルなどの宿泊施設でレストランを併設して営業しているケースなどが考えられます。

宿泊業の主業以外の売上高内訳(平成24年活動調査、企業等に関する集計)



4 調査結果は このように利用されます

行政施策上での利用

1 各種法令に基づく利用及び各種政策立案のための利用

◇ 地方税法

- ・地方消費税の清算

地方消費税は最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じてあん分されます。この「消費に相当する額」は、地方税法施行規則に定められた「消費に関する指標」に基づいて計算されており、その一つとして都道府県別のサービス業対個人事業収入額が利用されます。

◇ 各種政策立案のための利用

① 地域経済の現状把握・将来分析

- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値
- ・大型店出店の影響分析

② 中小企業政策

- ・中小企業事業資金融資斡旋事業のための基礎数値
- ・中小製造業等設備投資補助金(消費増税対策)の制度設計

③ 地域活性化政策

- ・中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の改定等
- ・中山間地域活性化基本方針(改訂版)策定のための基礎数値

④ 人口政策

- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・定住促進に関する参考資料

⑤ 防災政策

- ・地域防災計画の策定
- ・地震被害想定調査の経済被害の算定

⑥ 交通政策

- ・新幹線新駅建設構想策定のための基礎数値
- ・高速道路の事業効果の基礎資料

⑦ 食の安全・安心のための政策

- ・JAS法及び関係法令に基づく食品表示の適正化を図るため、表示状況等に関する調査を行う食品表示ウォッチャーの地域別設置数の基礎配置数を算出するための資料

2 国民経済計算、産業連関表及び白書等における利用

◇ 国民経済計算の推計への利用

- ・経済活動別就業者数の推計の基準改定
- ・個人企業の設備投資の推計

◇ 産業連関表※作成への利用

- ・GDP等の経済指標や経済波及効果の推計に際し、売上(収入)金額や費用総額及び費用内訳を活用

※産業連関表とは、国内経済において一定期間(通常1年間)に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列(マトリックス)に示した統計表のことです。

◇ 日銀短観(全国企業短期経済観測調査)の基礎資料としての利用

◇ 国が作成した白書における分析での利用

① 中小企業白書

- ・中小企業・小規模事業者の実態や構造を把握
- ・小規模事業所の地方圏における雇用の受け皿としての役割の大きさについて分析
- ・海外市場に挑戦する中小企業が増加傾向であると分析し、今後の海外展開の支援を模索

② ものづくり白書

- ・各産業集積地における製造品出荷額の推移を把握

教育分野における利用

小・中学校の社会科の副読本(補助教科書)の参考資料



民間における利用

地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料

各種統計調査の母集団情報としての利用

経済センサス-活動調査の結果は、平成25年から運用を開始した「事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）*」に収録され、データベースの基盤情報として利用されます。事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）は、我が国の全産業の事業所・企業を網羅したデータベースであり、正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における調査対象となる事業所・企業の負担軽減を図ることを目的として整備されるものです。

*事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）は、経済統計を正確に作成するための名簿情報の提供・管理のための重要なインフラであり、各國においても経済統計の基盤として整備・運用されています。経済センサスなどの各統計調査の結果と行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記情報等）を統合し、経常的に更新を行い、すべての事業所・企業情報を捕捉し、最新の情報を保持するデータベースです。経済センサスの結果及び行政記録情報により作成した最新の母集団情報（年次フレーム）の提供を毎年行います。

付録 他国の経済センサス

（1）アメリカ合衆国

①国及び地域の経済構造とその変化に関する総合的かつ詳細なデータを得ることを目的としています。異なる周期でそれぞれ実施されていた統計調査を1954年に統合し、おおむね5年ごと（西暦末尾2、7の年の翌年1月）に実施されています。

②主な特徴

- ・農林水産業、公務を除くほぼ全産業が対象
- ・業種ごとに異なる調査票（500種類以上）を用い、経理事項を含む詳細な調査
- ・行政記録等により収集した事業所情報
- ・用いた郵送調査
- ・小規模事業所は主として行政記録で捕捉（一部の対象事業所は郵送調査）



（2）中国

①経済発展の状況について、その全体像を把握するとともに、事業所・企業のデータベースを作成することを目的としています。調査は、2004年から実施されていて、5年ごと（西暦末尾3、8の年）の12月31日現在で行われています。

②主な特徴

- ・農業（林・漁業）を除く全産業が対象
- ・基本属性、財務状況、生産経営状況、生産高、原材料消費量、エネルギー消費量、科学技術活動状況等を調査
- ・国务院に経済センサスを実施する室を設置し、政府として関係機関が政府機構連合を組織
- ・調査員による調査



5 回答した内容はどのように公表・保護されますか？

1 調査結果の公表

インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

- ①速報集計 平成29年5月末日までに公表します。
- ②確報集計 平成29年9月以降順次公表します。

2 調査票の厳重管理、秘密の保護

統計調査により集められた個人情報は「統計法」の規定により保護されます。回答していただいた調査票は外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、個人情報の保護には万全を期しています。

3 集計が完了した調査票の消去

集計が完了した調査票は、溶かしてかたちが残らないように処分するなどの措置を講じています。

